

南部箕蚊屋広域連合指定金融機関及び収納代理金融機関について

平成11年8月4日 告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項、第3項及び第4項の規定により、南部箕蚊屋広域連合の指定金融機関及び収納代理金融機関は、次のとおりとする。

記

1 指定金融機関

株式会社 山陰合同銀行

2 収納代理金融機関

名 称	主たる事務所の所在地
株式会社 鳥取銀行	鳥取県鳥取市永楽温泉町171番地
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原2丁目5番1号
中国労働金庫	広島県広島市南区金屋町1番17号
鳥取西部農業協同組合	鳥取県米子市東福原1丁目5番16号
株式会社 島根銀行	島根県松江市東本町2丁目35番地
株式会社 ゆうちょ銀行	広島県広島市中区基町6番地36号